

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、その事務の一部を外部委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務(特例臨時接種分のみ) ・接種記録等を登録、管理を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

個別予防接種事務情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14の項及び126の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、平成26年内閣府・総務省令第5号(番号法別表主務省令)第10条、67条の2 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 保健センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	阿南市保健福祉部保健センター 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1590
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I―5. ②所属長	所長 米田 勉	所長 岡部 仁史	事後	
平成28年4月1日	公表日	平成27年8月30日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町ノ町12番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501徳島県阿南市富岡町ノ町12番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	I―5. ②所属長	所長 岡部 仁史	所長 木本 祥司	事後	
平成30年4月1日	I―4. ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第13条各号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第12条3及び第13条各号	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	②所属長 所長 木本 祥司	②所属長の役職名 所長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年2月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、予防接種事務の報告等の事務を行う。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給	事前	
令和3年2月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条1号、4号、5号及び6号	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条及び第67条の2	事前	
令和3年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の16の2、16の3及び18の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の16の2、17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条各号	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19及び115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2及び第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	事前	
令和3年2月26日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 健康管理システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠】 16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19及び 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2及び第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19及び 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2及び第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) - 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) - 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、予防接種の実施等により住民全体の免疫水準を維持するとともに、疾病の発生予防を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の予防接種に関する事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類・実施日・実施場所) ③予防接種履歴の照会 ④委託料の支払 ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付の支給 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務(特例臨時接種分のみ) ・接種記録等を登録、管理を行う。 ・接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) - 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) - 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供の根拠】16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】16の2、17、18、19及び 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第12条の2第2号、第12条の2の2及び第59条の2 【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2	・番号法第19条第8号 別表第二【情報提供の根拠】16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】16の2、17、18、19及び 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第12条の2第2号、第12条の2の2 【情報照会の根拠】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) - 第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表14の項及び126の項第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・平成26年内閣府・総務省令第5号(番号法別表主務省令)第10条、67条の2 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠】 16の2、16の3及び115の2の項 【情報照会の根拠】 16の2、17、18、19及び 115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報に関する命令（平成26年内閣府総務省 令第7号） 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号	事後	